

令和6年度 第1回山梨県総合評価委員会 会議録

1 日 時 令和6年9月25日(水) 10時00分～12時00分

2 場 所 県庁防災新館409会議室

3 出席者

(委員)	7名(氏名は非公開)	
(事務局)	(技術管理課) 技術管理課長、技術審査監、課長補佐、 技術評価担当職員	計7名
(県)	(県土整備部) 総括技術審査監	1名
	(営繕課) 技術指導監	2名
	(他部局) 林政部森林政策課総務経理担当職員	1名
	林政部治山林道課技術管理担当職員	1名
	農政部耕地課技術管理担当職員	1名
	企業局電気課開発担当職員	1名

4 傍聴者等の数 1名

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 県あいさつ
- (3) 委員長あいさつ
- (4) 議事
- (5) 閉会

6 議事

議事(1) 工事の総合評価について

○事務局：(説明。資料1-1、1-2)

(質疑応答)

Q) 昨年度、ICT施工技術工事の宣誓や週休2日制度適用工事の宣誓、新規雇用実績等の基準が改定・新設されたことにより、落札傾向の変化はどうか。

A) ICT施工については、R4(工事实績評価・過去2年、予定価格1億円以上)において加点評価した企業が落札した割合が約40%。これに対し、R5(ICT施工技術の宣誓した企業を評価)において加点評価した企業が落札した割合は約17%。R4とR5を直接比較できないが、割合は減少した。

これは、R5から3つ以上のICT施工技術を活用することが必須となったためハードルが上がったことが考えられる。

週休2日制度については、R4(取組実績を評価)において加点評価した企業が落札した割合は80%以上。また、R5(入札参加に4週8休を適用することを宣誓した企業を評価)において、加点評価した企業が落札した割合も約85%。

R4とR5を比較するとその割合に大きな変化なかったことから、週休2日に対する意識付けはできたと考えられる。

新規雇用実績については、R5.10に新設された評価項目であり比較はできない。

Q) 基準の改定・新設により、入札に参加できない企業がでていないか。例えば、一般競争入札における不調・不落の発生状況の内訳によると、総合評価が占める割合が27件中20件と高い割合を示しているため、評価項目等の条件によって入札しづらい企業が存在すると考えられる。その原因について分析してみたらどうか。

A) 検証する。

Q) 先ほど ICT 施工技術工事宣誓は加点評価した企業が落札した割合に減少があったのは、ICT 施工技術工事をできる企業のみが入札参加しており、ICT に対応できていない複数の会社が参加できず、1者入札が増加しているのでは。

A) 1者入札は、例年と同じ約7割程度のため、当該評価項目の改定は影響していない。

Q) R6 から実施した、総合評価の適用タイプの適応範囲拡大（簡易型→特別簡易型Ⅱ）による問題はあったか。

A) 特にない。

Q) 総合評価の適用タイプの適応範囲拡大に伴う工事で、成績評定点が低下した等の事例があれば分析してみてください。

A) 検証する。

Q) 意見聴取実施状況は、早期発注の影響で7・8月に意見聴取件数が多く、また、補正予算による前倒し発注の影響で2月に件数が多い。平準化の取り組みについて今後の課題として検討していただきたい。

A) 現在の課題は、4・5月の意見聴取件数は少なくなっている。しかし、数的に顕著ではないものの、4・5月の件数を令和5年と令和6年で比較すると、5月について、令和5年は34件であるのに対し、令和6年は54件であり、増加している。

平準化の取り組みとして、7・8・2月の件数のピークを4・5・6月に移動させる取り組みをしている。

Q) ICT の技術面の向上のためにどのような取り組みを実施しているのか。

A) ICT 施工普及のために当課主催の建設業者向けの研修会を年に4～5回実施している。研修に参加できる企業数を限定することで、より親密な指導を行い企業のICT活用を積極的に支援している。

Q) 新規雇用実績について、若者の雇用促進が目的だと思うが、大卒・高卒で年齢が分かれるため、学校を卒業後3年以内に採用したかどうかではなく、年齢制限を設ける等見直した方がよいのではないかと。最近の若者は就職に関しても多様化してきており、学校を卒業してすぐに就職するのかどうかは分からないため、卒

業後の年数にかかわらず、年齢制限を設けることによって若者の雇用促進が図れるのではないか。

A) 今回、新規雇用実績の評価項目を新設した理由として、後継者不足や離職率の高さ等の問題解決が挙げられる。

人手不足による後継者不足の問題解決にあたっては、年齢を問わず、再就職の方も対象とするかどうか等も視野に入れたが、CCUSの「若いうちからスキルアップをしないとその実現が難しい」という考え方も取り入れ、学校を卒業したての若者の技術力の向上を図り、継続して雇用していくことを目標として当該評価項目を設けた。

今回の「卒業後の年数にかかわらず、年齢制限を設けることによって若者の雇用促進が図れるのではないか」といった意見を伺い、今後はそれも加味して検討していく。

Q) 今後、女性の技術者についても評価の対象として検討していただきたい。

A) 研究する。

○議長（委員長）：他に御意見・御質問はありますか。ないようでしたら、令和5年度の工事の総合評価における実施結果及び令和6年度の工事の総合評価における中間報告については御承認いただいたこととする。

## 議事（2）業務委託の総合評価について

○事務局：（説明。資料2-1、2-2）

（質疑応答）

Q) 最低価格者以外が落札した割合について、工事と比べると業務委託のほうが非常にその割合が高いが、何か違いがあるのか。

A) 業務委託の入札結果は、低入札調査価格をわずかに上回る入札が多数のため、価格点についてはほぼ差はない状況となっている。

その理由は、業務委託では、企業は自社の技術評価点は認識しているが、指名競争入札を実施する際に有利な受注実績を得られるために、低価格での入札を行っているものと推察される。

○議長（委員長）：他に御意見・御質問がないようなら、議事（2）業務委託の総合評価については御承認いただいたこととする。

## 議事（3）総合評価落札方式における一括審査方式(案)について

○事務局：（説明。資料3）

○議長（委員長）：以上の御説明について、意見、質問がなければ、総合評価落札方式における一括審査方式(案)については御承認いただいたこととする。

#### その他について

- 議長（委員長）：その他、事務局、委員の方から何か意見はあるか。
- 事務局・委員：なし
- 議長（委員長）：以上をもって議事を終了する。